

質疑事項



農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案

■ □ ≡ □ ■

○委員長（堂故茂君）

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。



藤木眞也君

自由民主党の藤木眞也でございます。

3人の参考人の方には、お忙しい中に、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

私は、3年前に当選をして国会議員になったわけですが、その前は熊本県のJAかみましきという農協の組合長をやっておりまして、熊本で約30年農業者として現場で仕事をしてきた人間であります。

ちょうど私が候補者になった頃に、私の町をこの農地中間管理機構を使って土地の集積をするんだということで集落法人を立ち上げる作業を全力で取り組んだわけですが、私の地域は平たん地域で非常に条件が良くて、二か月半ほどで750ヘクタールほどが一発で集積ができたというような地域であります。農協にも地域営農ビジョンというビジョンがありまして、中期的なビジョンの中でやはり集積はすべきだということで、円滑化事業を使いながら少しずつ地ならしをやっている最中にこういう機構が天から降りてきたといいますか、そういうことだったわけですが、やはり現場の皆さん方に説明をしていく中で、えたいの知れない機構だというような捉え方が非常に現場には強かったなというのを感じます。

特に、もしも貸付けをしたときに、返ってこないんじゃないかという心配をされる農家の方が今もまだいらっしゃるということを全国いろいろなところでお聞きするほど、やはり顔が見えないというのが中間管理機構の何か私は弱点なのかなというところを思っております。

先ほどからお話にあるように、やはり条件のいいところはすうっとできて

いったんだけど、これからなかなか、耕作不利地域、こういったところをどうするんだというのが議論の対象になってくるのかと思います。

そういった中で、私の嫁の実家というのは棚田の地帯でありまして、昨年、私の実家の父も、もう農業が続けられないということで中間管理に預けたいんだというお話を持っていったところ、耕作者を連れてこないと、それは借りはできないですよということで突き返されたということでありまして、さあ今年どうやるんだというのが今一番の課題になっているわけですけども。

そういった意味でいくと、やはり一番集積を進めなくてはいけない、またそこにしっかり担い手を育てなければいけないという中山間地域、そういった地域でこの集積事業を進めていくために本当にこれは相当な汗をかかなければいけないだろうというふうに思います。安藤参考人は、元々のボタンの掛け違いなんだというようなお話をされましたけれども、これだけの事業をこの5年間進めてきたということを考えると、やはり前に進めていくというのが私は最大のこれから先の私たちの使命なのかなということを、一定の理解をしております。

そういった意味で、中山間地域でこの事業をうまく回すための参考人の方々のアドバイスといたしますか、御助言をいただければと思います。

○委員長（堂故茂君）

じゃ、佐藤参考人の方から順次御発言願います。

政府
回答

参考人（佐藤博君）

先ほど配付しました資料にも載せさせてもらいましたけれども、課題の一等最初に、中山間地域における事業推進ということが課題であるというような形で書いてございます。そういうことで、本県でも、この5年間で中山間、特に途中からはここに非常に力を入れてきたことは事実でございます。

この資料にもありますように、始まった当初、その前に、当県の地域は、大体、中山間地域は4割です。ですから、6.4の割合です、平場と中山間は、統計上いうところのですね。そうした中で、当初の実績は、年間の集積した面積は、この資料の5ページにもありますように、7.3なんですね、平場と中山間が。それを、この上段にありますように、中山間を多く抱えるところにちょっと駐在所を先に置かせてもらったり、中山間向けのDVDを作ったり、それから様々な支援策も総動員しながら特に力を入れて頑張ったところ、最近では6.4ぐらいと、大体その地域の面積分母ぐらいになっていると。ただ、それでも、結果とすれば、今時点の集積率は、平場は85で中山間が53ということで、まだまだ追い付いていない状況でございます。

そもそも、先ほどほかの参考人の先生からも話ありましたように、農地の受け手が少ない、いないわけでありまして、これ、機構事業だけで論じて

も、これはなかなか無理があるのではないかなと思ってございます。集落営農ですとかぐるみ法人ですとか、それから地域外の法人からの参入ですとか、そういった担い手の育成確保対策の強化も重要であろうと。

ただ、そうはいっても、やっぱり中山間もできるだけ担い手に農地を集積するふんだんの努力というのが私は必要だろうと思っています。その際、見直しに当たってもいろいろな意見をこれまで述べさせてもらいましたけれども、やっぱり平場以上にインセンティブを与えるといいますか、平場以上のプラスアルファの支援策というのを講じることがやっぱり必要だろうと。

この5ページのところにもちょっと当県の県の単独事業を出させてもらいましたけれども、そういった中山間のところを受けてくれる担い手に対しては、地代の賃借料相当分を、1年目は1万円、2年目は半額ぐらい、やっぱり2、3年耕作しないとそこに慣れませんので、それぐらいのリスクは少し県の方でも応援したらどうだというふうなことで県単独でやりました。こうした形のフォローを是非国の方にもお願いしたいというふうなことをお願いしたところでございます。

それと、まとまった農地を農中に貸し付けるという場合に、やっぱり同じ10ヘクタールをまとめるにしても、平場とはこれは難儀さが違うわけでございますので、ハードルを少し下げてもらえないかという要望をさせてもらったところでございます。そういった点では、集積協力金の要件が緩和されたというのは、1つ評価に値するんだらうというふうに思っております。

それと、これからやっぱりどうしても付きまとうのは、条件が悪いと、圃場が悪いもんな、狭いもんなというふうな話ですので、ここはやはり機構関連の農地整備事業、これ中山間の集積を前進させる上で非常に要件が緩くなりましたのでといいますか、まとまる要件が少なくなりましたので、ここをやっぱりしっかりと行って、モデル事業をつくってやっぱり横展開していくのが大事だろうと思っています。

なかなかこれ、中山間はこの集積だけでなく、やっぱり産業政策だけでなく地域政策も絡めていかないと難しい問題だと思っています。やっぱり起死回生のホームランというのは私はないと思っています。現場でやってみて、ないだらうと。やっぱり単打を積み重ねると。去年のあの夏の甲子園の金農のように、やっぱり送りバントで、スクイズで一点をもぎ取るというようなことを積み重ねて、やっぱり地道に少しずつ成果を上げていくしかないんでないかなというふうに思っております。

以上です。

政府
回答

参考人（宇田篤弘君）

実は昨日も、和歌山県の美山というところがあるんですが、そこに移住してきた御夫婦に会ってはきたんですけども、先ほど言われましたように、やはり人がそもそも少ない、若い人がいないという状態の中で、そういう人

うな、そういう関係をつくっていくということも今後必要になってくるかと思いますが、なかなか水田の条件も良くないところも多いので、ただ単に連携関係、広域連携をすればいいという話じゃなくて、それを可能にするようなそれなりの整備を、特に畦畔管理の負担が中山間地域、非常に大変ですので、それを軽減できるような何らかの整備、あるいはその軽減が図れるような技術革新、この辺りに力を入れていく必要があるかと思っております。

また、そこに人に住んでもらわなければいけませんので、生活環境条件、定住条件の整備も、これは農水省の政策を超える部分がかかなりあるかもしれませんが、そうしたものと連携しながら定住条件の整備を整えていくということが必要かなと思っております。

私からは以上になります。



藤木眞也君

ありがとうございました。

私も、おやじからよく言われていたのは、農家は一人じゃ残れぬぞということをよく言われて仕事をしてきたわけですけれども、今、この集積を担い手に一定程度進めていくというのは私も理解をするわけですが、今回、8割といった数字が具体的に出てきていますし、それが正しいのか正しくないのかといった点では私もいささか疑問があるわけですけれども、やはり集落には、これまで農道であったり用排水の管理であったり、そういった集落機能を存続させるというのも農業にとっては大変大事な作業でありまして、やはり数を一定程度は残さなくてはいけないというのが私は今後の一つの課題だろうと思います。

そういった意味で、もう時間がありませんので、佐藤参考人にお聞きしたいと思いますが、集積を進めて農家にまとめていくという問題と集落機能を残すという問題、この辺をどうバランスを取っていかれようと思っていられるのか、お聞かせいただければと思います。



政府
回答

参考人（佐藤博君）

藤木先生がおっしゃったように、農地はまとめたとして、例えば集落型の法人なり集落営農組織でも結構です、まとめたとして。そこで問題になるのは、ほかの農家の方々、出し手といいますか、その法人に要するに農地を預けた方々が、農地を預けたがゆえに、あと私はもうそれから全然手を引きますよと、これが一番困るんですね。

その集落には多分住まれていると思うんですけれども、とてもじゃないけれども、田植と稲刈りはできるかもしれないけれども、日頃の水管理、畦畔の草刈り等々につきましてはそのお願いされた法人だけでできる話じゃございませんので、やっぱりそこは一定程度、農地を預けたにしても、その

法人の中の構成員の一人として、場合によっては、若しくは、そこから作業を再委託されるそのメンバーの1人として、しっかりとそれぞれお互いができる範囲内での役割をこなしていくというのがやっぱり私は大事だと思うんですね。

でないと、先ほど安藤先生がおっしゃったように、中山間地域で集落営農組織、法人をつくったとしても、じゃ、お願いしますねとって、あとはもう知りませんよという話だと、これはなかなか維持できないので、やっぱりそこら辺のところをしっかりと立ち上がる時にお話ししていくというのが大事だろうと。

今、うちの方も水田地帯でございますので、当然ながら集落営農は相当前から力を入れてきてございますし、それなりに熟度は高くなっているのではないかと考えていますけれども、逆に言えば、ちょうど品目横断、自民党さんが下野する前の政策ですけれども、あのときに一生懸命になって集落営農組織立ち上げたんですけれども、あそこで立ち上がったところがちょうど10年ちょっと過ぎぐらいになりまして、当時先頭になっている方々がちょっと少しくたびれを起こしてきているんですね。疲れてきているんですよ。秋田弁で済みません。なものですから、その代替わりのところも今非常に悩ましい問題ですね。

農地は農地として預けるにしても、やっぱりそれぞれができる役割というものがあるわけですので、そこをやっぱりきっちり参画しながらやっていると、そこをやっぱり最初に確認しながら進めていくということが私は大事だろうと思っています。



藤木眞也君

ありがとうございました。終わります。

以 上